時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年十二月七日 金曜日
舊曆甲午十一月十一日(癸、申)
日出午前六時三十九分　日入午後四時二十六分
月出午後零時四十六分　月入午前零時二十四分
滿潮午後零時零分
(西曆一千八百九十四年)
年始より三百四十一日
年末まで二十四日

本社の戰況報道

今や我軍は既に支那の國境に侵入し其攻擊の點も一ならず之に應ずる本社報道員の部署も隨て變更せざるを得ず由て石川信氏を廣嶋に高見龜氏を朝鮮京城に轉じ更に堀井卯之助氏を特派して第二軍に隨行せしめ又宮本芳之助氏を軍艦に乘組ましめ以て今後の戰況を報道するに遺漏なきを期す、今本社特派員の所在地と擔任事項を列記すれば左の如し

大本營所在地廣嶋	石川信
大本營所在地廣嶋	足立莊
朝鮮京城	高見龜
第一軍隨行	間利子八五郎
第二軍隨行	堀井卯之助
軍艦乘組	宮本芳之助

戰況畫報隊

畫報擔任	淺井忠
寫眞擔任	淺井魁一

時事新報

朝鮮國事の改革は其箇條一にして足らずと雖も今政治上の利害に拘はらず人倫の大道、文明の本旨より觀て一日片時も捨置き難きものあれば之を左に掲げて改革當局者の注意を促すものなり

奴婢の事

朝鮮に一種のスレーブあり稱して奴婢と云ふ奴婢は世々持主の所有にして常に賤役に服し毫も財產所有の權利を有することなく昔時は生殺も亦た持主の自由なりしと云ふ現時も尙は賣買せられ貸借せられ或は讓渡し讓受くることも恰も牛馬に異なる所なし

明治十九年井上角五郎氏の朝鮮政府に聘用せられて漢城周報に主筆たりしとき獨逸領事センブッシュ氏は井上氏と相互に提携して奴婢廢止の論を唱へ其極同年同月朝鮮政府は一時に一切廢止する能はざるを口實と爲し單に禁世役の命令を發したるのみ禁世役の命令とは奴婢は其人一身に限り以後は子々孫々に及ぼすを得ずとの趣きを命じたるなり然るに此發令も亦遂に實行に至らざりき

奴婢は其由來久しく當朝李氏建國のとき已に其數甚だ多く建國の功臣にして其中より出でたるものありと云ふ既に奴婢たる者は王命にて之を自由にするか又は他人の之を贖ふて自由を得せしむる外は父又は母の奴婢たるときは其子は男女ともに自由を得ざりしに近來は更め父母ともに奴婢たるときは其子は男女ともに奴婢たゞ母のみ奴婢たるときは其子は母に從ひ母のみ奴婢たるときは其生める女子は自由なきも男子は父に從ひ自から自由を得て世役の意味は餘程減縮したり然れども其數は實に人口の幾分を占むるものならん

奴婢を分つて公賤及び私賤と爲す公賤は政府の所有にして種々の賤役に從事せり其中驛丁の數最も多し朝鮮驛站の法は大路毎一十里(朝鮮の)に一驛小路毎卅里に一驛とし驛丁をこゝに置き平時は公田を無税にて耕作し而して官用あるときは人馬を出して驛傳の事を扱はしむこの驛丁こそ公賤の種類にして京城其他府州郡縣の官妓はみなこの驛丁の家屬より撰拔したるものなり官奴陵戶及び各官廳の使令も亦た多くは驛丁より撰ばるゝものとす國王は功臣に奴婢を賜ふことあり地方長官は奴婢を人民に拂下ぐることあり又官妓等は常に情客の爲めに一身を贖はるゝことあり此身代金は政府に上納せらるゝものとす

朝鮮にては罪重きものゝ家族は奴婢とせらるゝことあり現に金玉均氏の妻と其女子とはこの奴婢に落され其女子は他の爲めに身を贖はれたりと聞きぬ婦人にして醜行あるときは奴婢とせらるゝを常とす此等は皆な公賤として地方官廳に使役せらるゝを通例とす

私賤は一己人民の所有にして其數亦多し明治十八九年頃一人の賣買は韓錢百兩より三百兩までありて妙齡の女子を最も高しとす昔日は兩班の身分にて奴婢と通ずるときは廢して庶人とせられしが今は然らず現に國王の嬪にして義和宮の母たる張氏も公賤の中より出でたることにて兩班富有のものゝ之を妾となすは珍らしからぬ事なり

内官の事

朝鮮には内官とて王宮に給仕するものあり京城の壯洞闕洞は戶々大抵内官等の住居なり内官は孰れも睾丸を拔き去りたるものにして生來斯る不具の男子なりと云へども實は父母の其子を内官に爲さんとて出生後百日以内無慘にも蜘蛛の網絲にて睾丸を卷き締め遂に之を切り取るよしなり其數現在にては蓋し二三萬人もあらんと云ふ大半は宮中并に各宮各陵に奉仕し又は職を宮中に得る能はずして去て僧侶たるもの少なからず

宮中に給仕する内官にも門閥あり又内官の妻たるものあり然れども固より子を生む可きにあらざれば常に右の如き睾丸なき子供を養ふて家名を相續せしむるの習ひなり此内官の位高きは正一品に至り台監と稱し宮中にては知事と呼ぶ知事たる者は通例十人以上十三四人の數あり

朝鮮の王室は政治上最上權の本源にして此權力は常に外戚と内官との分有する所と爲り外戚全盛のときにても内官には自から實權の大なるものあり今その一例を擧げんに朝鮮にて政治上尤も權力ある地方長官を任免するに吏曹判書は一年兩度の都目に新任すべき長官の候補者三名を擢き列ねて之を國王に奏聞するの慣例なり抑此三名の人撰は固より外戚の指示する所なれども三名の中に就き國王が一名を撰み定む、之を落點と云ふ其落點は實に内官の手に出ること甚だ多し

明治十七年十二月金玉均内亂のとき同氏等の改革案中に「人才を登庸し班常内外を區別せず官に就かしむ」と云へる内外とは内官外官を區別せざることにて金氏は内官を廢止するの意見なりしと云ふ

雜報

○敍任辭令

敍勳八等瑞寶章
陸軍砲兵上等監護 堀江友三郎
同 憲兵曹長 矢田貫之進
同 高田甚太郎
同 川瀬現太郎
同 佐々木義夫
同 歩兵曹長 小關重治
同 上野保三郎
同 梅津元晴
同 仁保祐一
同 [illegible]正英
同 鈴木理八
同 白山清
同 永井長太郎
同 鈴木倉吉
同 鈴本一貫
同 堀川兵衛
同 伊東增太郎
同 栗原兼次郎
同 加藤三次郎
同 竹田嘉一
同 竹下一清
同 [illegible]山勘平
同 小林岡次郎
同 室町經之助
同 屯田同 菊池若松
同 遠藤榮治
同 高橋日出造
同 騎兵同 樋口秀房
同 [illegible]敬
同 松久淵次郎
同 砲兵監護 志田二郎
同 黒川鉄七郎
同 工兵同 北川清
同 砲臺監守 中西儀次郎
同 一等看護長 森鍋吉
同 高瀬[illegible]一郎
同 坂原豊雄
同 一等書記 本田炳作
同 溝口義榮
同 木村正勝
同 西村米次郎
同 名倉駒次郎
同 山田代治
同 淺井小金太
同 御幸太郎
同 憲兵一等軍曹 杉原佐太郎
同 佐々木織太郎
同 森川鶴吉
同 八木彦作
同 坂本佐蔵
同 金子久米吉
同 下関孟麿
同 本間百次郎
同 郷井清之進
同 小河仁吉
同 吉武忠吉
同 青木唯治
同 歩兵同 小川徳次郎
同 騎兵蹄鐵工長 土肥竹三郎
同 砲兵鞍工長 村木正介
同 輜重兵蹄鐵工長 大橋眞之助
同 二等縫靴長 大内悦之助
同 中西勝男
同 二等鍛判手 村上元吉
同 二等書記 白石辰三郎
同 憲兵二等軍曹 岡田藤吉
同 上條菊十
同 後備陸軍歩兵曹長 河邊[illegible]人
同 海軍機關師 藤原不二太郎
同 三宅晋三郎
同 一等兵曹 [illegible]小十郎
同 中村[illegible]吉
同 藤田伊三郎
同 [illegible]山[illegible]藏
同 千代松[illegible]
同 堂野[illegible]
同 吉田[illegible]
同 大屋生太吉
同 河村千[illegible]
同 吉[illegible]本郎
同 [illegible]代[illegible]
同 野口初太郎

陸任大藏書記官(敍高等[illegible]
御用有之大本營所在地[illegible]
依願免本官
同(以上十二月三日)
任陸軍砲兵大尉(十二日[illegible]
官房第四課長ヲ命ス
文官普通試驗委員ヲ命[illegible]
同(以上十二月五日)
補弘前區裁判所判事
補濱田區裁判所判事([illegible]
補津山區裁判所判事
補高梁區裁判所判事
補須崎區裁判所判事
補徳島地方裁判所判事
補和歌山地方裁判所判[illegible]
補新見區裁判所判事
[illegible]
補高知地方裁判所判[illegible]
東京[illegible]山監獄署長ヲ命[illegible]
東京[illegible]山監獄署仕務[illegible]
東京[illegible]山監獄署長心得[illegible]
東京[illegible]山監獄署仕務命[illegible]

○旅[illegible]

大本營揭示第[illegible]
特派員[illegible]